

## 再生可能エネルギー発電事業に係る技術的基準

再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電施設・風力発電施設）の設置事業について、御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則第9条第2号に規定する「町長が別に定める技術的基準」は、次に掲げるとおりとする。

### （環境）

1. 再生可能エネルギー発電施設と事業区域の周辺地域の調和に関する事項  
事業区域の周辺地域の自然環境及び生活環境との調和の観点からその審査の内容について定めるものである。

#### （1）自然環境に関する事項

##### ①法面の緑化

切土又は盛土（以下「切土等」という。）により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる再生可能エネルギー発電施設にあって、当該法面又は擁壁に緑化をする場合、地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合し、事業区域周辺で生育している樹種とするなど、周辺の植生に配慮すること。

ただし、外来生物リストに掲載の植物は避けること。

##### ②緑地の保全

樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。

##### ③希少野生動植物の保全

希少野生動植物（レッドデータブック及び千葉県レッドリストに掲載の動植物）の生息地及びその周辺には適切な保全措置を講ずること。

#### （2）生活環境に関する事項

##### ①騒音・振動

パワーコンディショナー等の附帯設備は、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置が行われていること。

##### ②遮蔽措置

事業区域の境界部分には、必要に応じ、植栽、塀又は柵の設置等により遮蔽措置が行われていること。

##### ③反射光

太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように、次のいずれかの基準に適合するものであること。

ア 低反射性のものであること。

イ 位置、傾斜角度等について、十分に配慮して設置するものであること。

④色彩

再生可能エネルギー発電設備に係る工作物（以下「工作物」という。）の色彩は、低彩度のものであること。

⑤材料

再生可能エネルギー発電設備を支持する架台等は、経年変化により支障が生じない材料が使用されたものであること。

(防災)

2. 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項

事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、その審査の内容について定めるものである。

(1) 地盤に関する事項

①地盤の勾配

工作物が設置される地盤の勾配は30度未満であること。

②法面の構造

造成が行われた後に法面が生ずる場合にあっては、当該法面の構造が、適切なものであること。

(2) 排水施設に関する事項

①排水施設の能力

事業区域内の排水施設を設置する場合は、事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。

②排水施設の構造

事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理の容易な構造であること。

また、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されたものであること。

③調整池の設置

再生可能エネルギー発電設備の設置により雨水流出係数の変更が生じ、雨水の流出量が高まる場合は、原則、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されていること。

④水等資源の保全

事業活動が環境に与える影響を考慮し、水質の保全に必要な措置を講ずること。

- ア 水道水源の水質及び流量の確保を阻害しないよう配慮されていること。
- イ 農業用水の水質及び流量の確保を阻害しないよう配慮されていること。
- ウ 地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。

### (3) 災害予防に関する事項

#### ①周囲への安全対策

次に掲げる必要な措置を講ずること。

ア 施行区域の周囲を柵等で囲み、関係者以外が立ち入らないようにすること。

イ 見やすい箇所に発電施設である旨、関係者以外の者をみだりに出入りさせない旨及び災害時等の緊急連絡先を示した標識を設けること。

ウ 災害の発生を防止し、又は発生した被害の拡大防止のため災害対応計画等を作成し関係者に周知すること。

#### ②火災対策

パワーコンディショナー等の電気設備については、水が浸入又は浸透するおそれのない位置に設け、付近に消火器等を設置すること。

#### ③構造安定

設置する施設の構造は、建築基準法による構造基準に準じたものであること。

### (その他)

## 3. 再生可能エネルギー発電設備の安全性の確保に関する事項

強風・地震等による再生可能エネルギー発電設備・工作物等の飛散・破損・倒壊等の被害とともに、事業区域周辺への二次的な被害も懸念されることから、施設の安全性が確保されたものであるか、その審査の内容について定めるものである。

### (1) 事業区域に関する事項

#### ①設置不適区域

事業区域内には、次に掲げる区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により支障がない場合は、この限りでない。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

(2) 工事中に関する事項

①工事中の災害防止

再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事は、当該工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。

(3) 設置後に関する事項

①保守点検・維持管理

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。

(4) 廃止後に関する事項

①撤去時の措置

再生可能エネルギー発電設備の廃止後は、設置者又は管理者の責任において次に掲げる措置を行うこと。

ア 工作物を速やかに撤去すること。

イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

ウ 事業区域であった土地について、適切な処理を行うこと。